

協定区域	須磨区桜の杜1丁目, 2丁目の各一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2015年2月17日 更新 2025年3月11日
	面積	66,481.04 m ²		
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2025年3月11日～2035年2月16日

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の地盤面は、造成工事竣工時における現況地盤面の高さを変更しないものとする。
- (2) 建築物の階数は、2階以下とする。
- (3) 建築物の用途は、戸建専用住宅に限る。
- (4) 立体式又は地下式の駐車場は設置してはならない。
- (5) 看板、広告板、広告塔、その他これらに類するもの及び自動販売機は、設置してはならない。
- (6) アンテナの設置はしてはならない。
- (7) 電気の施設、ガスの施設、上下水道の施設その他これらに類する公益上必要な工作物、又は建築物、第1種低層住居専用地域に建築可能な集会室並びに協定区域内の土地及び住宅の販売を目的として設置する事務所（建築基準法第85条第6項に規定する仮設建築物の許可を受けた場合に限る。）等については、前各号の規定は適用しない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

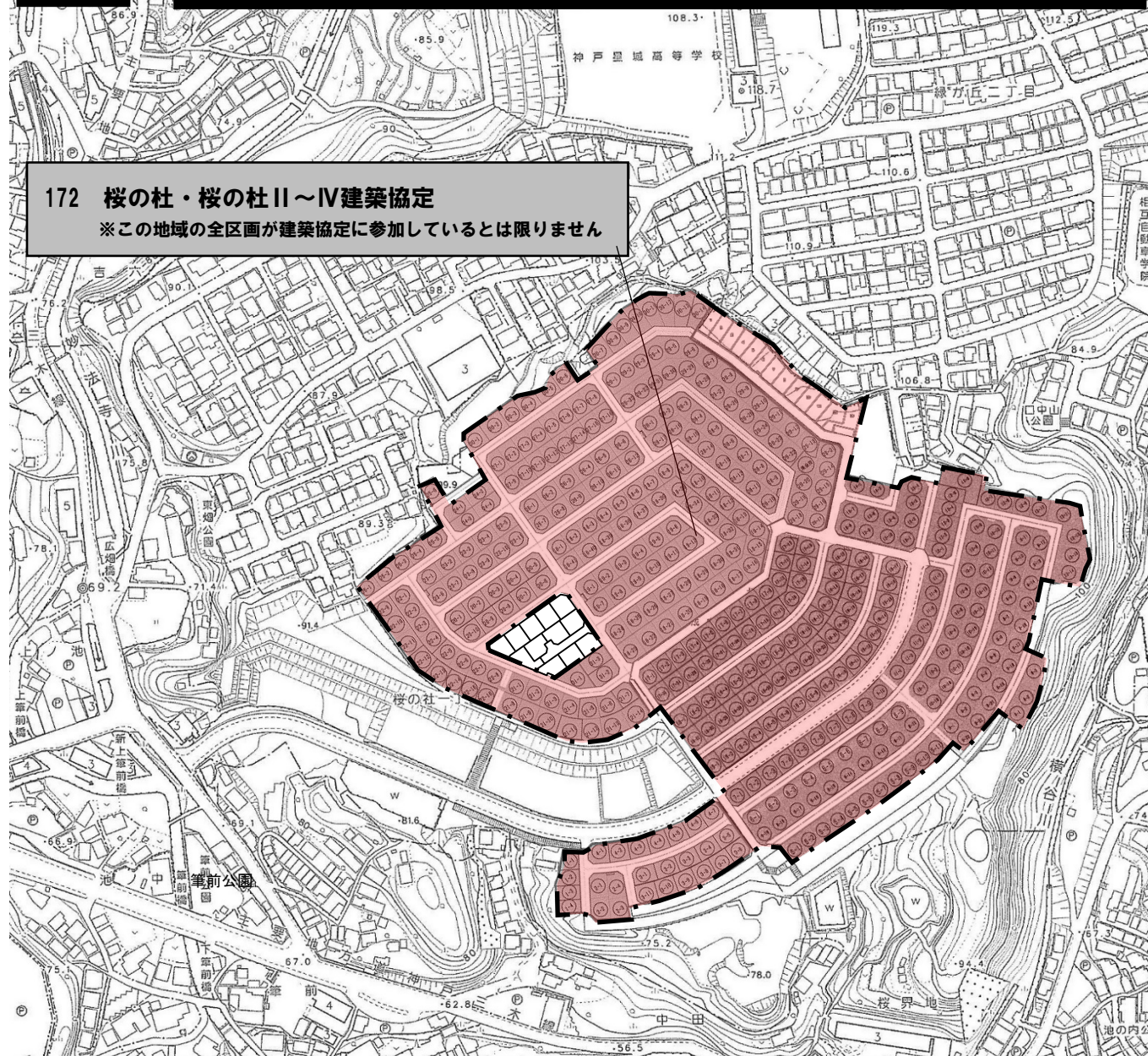
<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

172

桜の杜・桜の杜Ⅱ～Ⅳ

172 桜の杜・桜の杜Ⅱ～Ⅳ建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

